



「何が正しいか、何が間違っているか、考えてほしい」「正しく理解し、正しい行動をとる。理解し、交流することが大事で、そのことで差別心をなくして

「何が正しいか、何が間違っているか、考えてほしい」「正しく理解し、正しい行動をとる。理解し、交流することが大事で、そのことで差別心をなくして

「何が正しいか、何が間違っているか、考えてほしい」「正しく理解し、正しい行動をとる。理解し、交流することが大事で、そのことで差別心をなくして

ハンセン病問題を考える

西合志南中学校

人権教育シリーズ 13
市では人権教育の推進のため、さまざまな活動や啓発に取り組んでいます。ここでは、取り組みの内容や情報を定期的にお知らせしていきます。

西合志南中学校では、人権教育の取り組みの一つに「ハンセン病問題学習」を掲げています。昨年度は、8月に職員で国立療養所菊池恵楓園を訪れ、職員のハンセン病問題に対する認識を深め、入所者の人たちの思いや生き方を知ることによって、ハンセン病に対する差別や偏見を解消していくための実践に生かしていく目的で現地学習会を行いました。12月には、全生徒と全教職員で「新・あつい壁」の映画鑑賞を行い、鑑賞後、中山節夫監督に講話をしていただきました。

西合志南中学校では、人権教育の取り組みの一つに「ハンセン病問題学習」を掲げています。昨年度は、8月に職員で国立療養所菊池恵楓園を訪れ、職員のハンセン病問題に対する認識を深め、入所者の人たちの思いや生き方を知ることによって、ハンセン病に対する差別や偏見を解消していくための実践に生かしていく目的で現地学習会を行いました。12月には、全生徒と全教職員で「新・あつい壁」の映画鑑賞を行い、鑑賞後、中山節夫監督に講話をしていただきました。

西合志南中学校では、人権教育の取り組みの一つに「ハンセン病問題学習」を掲げています。昨年度は、8月に職員で国立療養所菊池恵楓園を訪れ、職員のハンセン病問題に対する認識を深め、入所者の人たちの思いや生き方を知ることによって、ハンセン病に対する差別や偏見を解消していくための実践に生かしていく目的で現地学習会を行いました。12月には、全生徒と全教職員で「新・あつい壁」の映画鑑賞を行い、鑑賞後、中山節夫監督に講話をしていただきました。

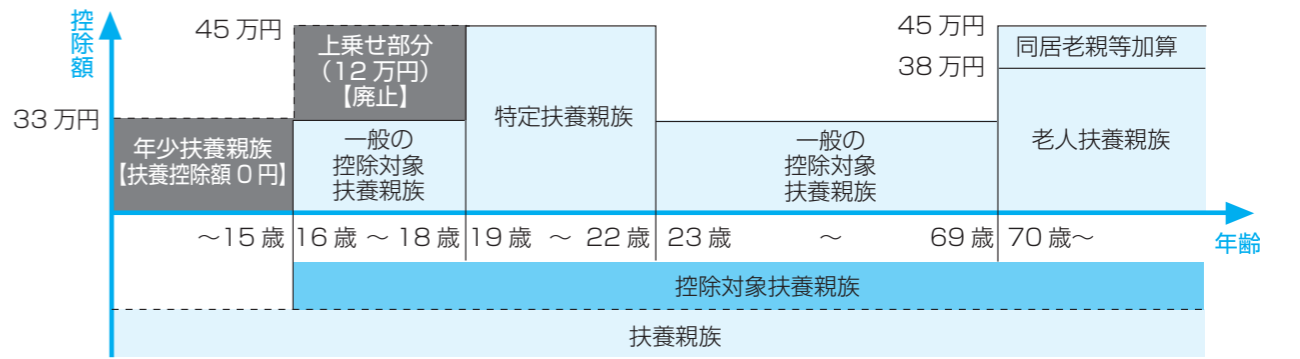
いくことができる」など、自分の差別心のことを話しながら、映画を製作した思いを語られました。

生徒の感想
ハンセン病という病名やどういう病気かなど、知っていたつもりでしたが、今日の映画を観て、私の想像をはるかに超えていました。きっと私も、昔の時代にハンセン病にかかっていたら、差別をしなければいけません。逆に絶対してはいけないと思います。なぜなら、自分が差別されるのがとてもこわいからです。中山監督も言っていたけれど、誰の心の中にも多かれ少なかれ差別心はあると思います。だから正しい知識を身につけ、正しい理解をしなければいけないと思います。

市県民税の扶養控除額が変更になりました

国の税制改正により、これまで市県民税の扶養控除の対象となっていた15歳以下の扶養親族は、平成24年度市県民税から年少扶養親族となり、扶養控除額が33万円から0円に変更になりました。また、16歳以上18歳以下の扶養親族は、特定扶養親族から一般扶養親族となり、扶養控除額が45万円から33万円

に変更になりました。税制改正により、前年度と比べ市県民税の税額が増額となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。※年齢は平成23年12月31日時点での判定です。



問い合わせ先 税務課 市税班 (合志庁舎) ☎ 248-1114

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することがないように、保険料はきちんと納付期限内に納めましょう。

◆ 保険料の割引前納
保険料をまとめて前払い (前納) すると保険料が安くなります。

納付方法	1カ月分	6カ月分
月々支払	14,980円	89,880円
現金支払 (割引額)		89,150円 (730円)
口座振替 (割引額)	14,930円 (50円)	88,860円 (1,020円)

このほかにも、1年前納や納付書により希望月から翌年3月までの前納もあります。上記金額は平成24年度の金額です。

◆ 国民年金の保険料額
月々の保険料は14,980円 (平成24年度) です。付加年金・付加保険料 (月額400円) をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。別途、手続きが必要です。ただし、国民年金基金の加入者は申し込みできません。

◆ 納付方法
● クレジットカード納付 (継続支払)
クレジットカードによる納付を希望の場合は、熊本西年金事務所に申し込みが必要です。
● 金融機関、郵便局、指定のコンビニエンスストアの窓口、日本年金機構から送付される納付書で納付します。
● インターネットや携帯電話
インターネットや携帯電話を利用しての納付方法については「日本年金機構ホームページ (http://www.nenkin.go.jp/)」で案内しています。

◆ 保険料の納付期限
保険料の納付期限は翌月末です。(たとえば6月分は7月末まで) すでに納付期限をむかえている月分についてはお早めに納付してください。
納付期限が過ぎた場合でも、納付期限から2年間は納付できます。付加保険料は納付期限を過ぎると納付できません。納付期限までに納付されない場合は「未納」となり、催促や督促の対象となります。

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班 (西合志庁舎) ☎ 242-1183 ☎ 355-3261 熊本西年金事務所